

平成 24 年

第 1 回大阪広域水道企業団議会
(2 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 7 号議案)

目 次

第 1 号議案	平成 23 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	別冊
第 2 号議案	平成 23 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	別冊
第 3 号議案	平成 24 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	別冊
第 4 号議案	平成 24 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	別冊
第 5 号議案	大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件	1
第 6 号議案	大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	2
第 7 号議案	大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	3

第5号議案

大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第一号

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条（略） <u>(資本剰余金)</u> <u>第7条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を補填することができる。</u>	第6条（略）
附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。	

第6号議案

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(住居手当) <u>第8条</u> (略) (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。 次号において同じ。）を借り受け、家 賃（使用料を含む。以下同じ。）を支 払っている職員で企業長が定めるもの	(住居手当) <u>第8条</u> (略) (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。 第3号において同じ。）を借り受け、 家賃（使用料を含む。以下同じ。）を 支払っている職員で企業長が定めるも の (2) 当該職員の所有に係る住宅（企業長 が定めるこれに準ずる住宅を含む。） のうち当該職員その他企業長が定める 者によって新築され、又は購入された 住宅であって、当該新築又は購入の日 から起算して5年を経過していないも のに居住している職員で世帯主である もの (3) (略)
<u>(2)</u> (略)	

附 則

この条例は、平成24年3月1日から施行する。

第7号議案

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第1号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条第3項各号の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>企業長が任命する職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員</u></p> <p>（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</p> <p>(ウ) <u>勤務日の日数を考慮して企業長が別に定める非常勤職員</u></p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

ある場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)

当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が企業長が別に定める特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあ

つては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいづかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいづれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が別に定める場合に該当する場合

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第4条（略）

(1)－(5)（略）

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第4条（略）

(1)－(5)（略）

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

